

大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針(案)

(概要版)

平成18年5月23日

総合科学技術会議

【背景】 他者の特許権が円滑に使用できないと、大学での**自由な研究が阻害**される懸念
大学の研究者の特許権の取扱いが、**研究者の流動性の向上の障害**となる懸念

【目的】 大学等の研究における**知的財産権の使用を円滑化**

【基本的な考え方】 (政府資金を対象)

大学等の間では、非営利目的の研究にあたり、各々が所有する知的財産権の使用を認める(「**研究ライセンス**」)

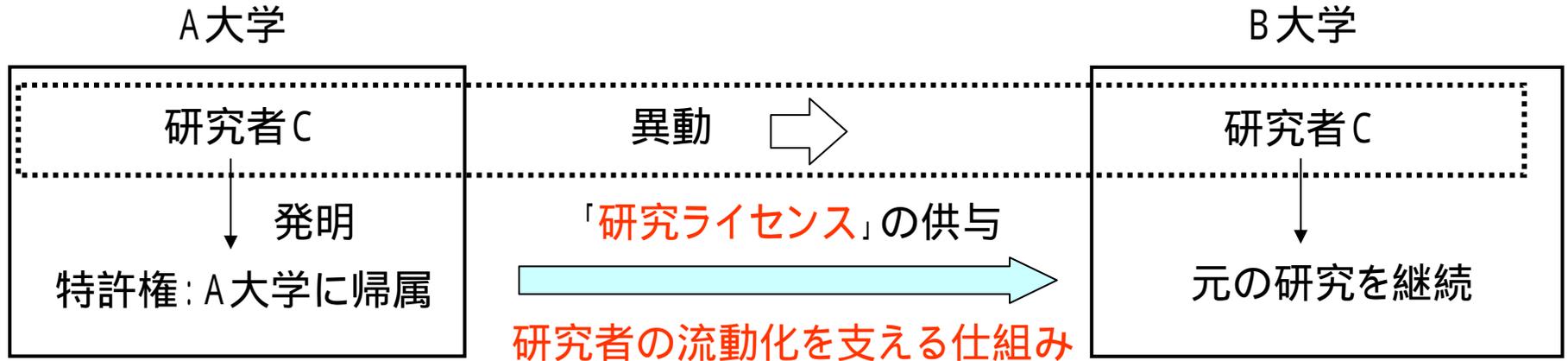
研究ライセンスの対価は、**原則ロイヤリティ・フリー**又は合理的なロイヤリティ

簡便で迅速な手続きによる研究ライセンスの供与

研究ライセンスの普及のため、大学等のルール整備等を促進

研究ライセンスの利用例

(例1) 研究者がB大学に移って研究を継続する場合



(例2) B大学がA大学の特許権を研究に使う場合

